

ケアプラザ寿 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団創造会が運営するケアプラザ寿（以下、「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。

5 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

(事業の運営)

第3条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアプラザ寿（介護保険指定番号 129270034）
- (2) 所在地 千葉県我孫子市寿2丁目16番5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (3) 介護職員 利用者3名に対して1名以上、訪問サービス担当1名以上

介護職員は利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

- (4) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日

- | | | | |
|----------|--------|------|--------------|
| (2) 営業時間 | 通いサービス | 基本時間 | 8時45分から17時まで |
| | 宿泊サービス | 基本時間 | 17時から8時45分まで |
| | 訪問サービス | | 24時間 |

（登録定員、利用定員）

第7条 登録定員、利用定員は次のとおりとする。

登録定員は、29名とする。

利用定員は、1日18名とする。

宿泊サービス利用者の定員は1日あたり5名とする。

（指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容）

第8条 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は次に掲げる者のうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 相談、援助等
- (3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容
 - ① 送迎
 - ② 健康状態の確認
 - ③ 介護サービス
 - ④ 食事サービス
 - ⑤ 入浴サービス
 - ⑥ レクリエーション
 - ⑦ 日常動作等の機能訓練
 - ⑧ 生活相談、生活指導
- (4) 訪問サービスに関する内容
 - ① 排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護
 - ② 調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助
 - ③ 安否確認

(介護計画の作成)

第9条 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕のサービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を作成する。

2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。

3 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を作成した際には、当該指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を利用者に交付するものとする。

4 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払意を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに

要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）によるものとする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食 費	朝食代 400 円	昼食代 680 円
	おやつ代 70 円	夕食代 700 円

(2) 宿泊費 2,000 円

(3) 日常生活費、レクリエーション費用のうち、利用者が負担することが適当と認められるものの費用は実費とする。

3 利用者の都合でサービスの中止の申し入れがなかった場合には、次の通りキャンセル料として食費の額を受けることができるものとする。

(1) 利用日前日午後 5 時までに連絡がなかった場合

(2) 当日のキャンセルの場合

4 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の定期の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、同意を得るものとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用料野支払意を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

8 月の中途における契約については日割り計算とする。

9 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき銀行口座振込または銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、我孫子市内全域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 12 条 利用者は指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（衛生管理等）

第 13 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水

について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従業者は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、家族又は緊急連絡先へ連絡をすると共に、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

第16条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ協力歯科医療連携期間を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第 17 条 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市長村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第 17 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 19 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に抱える措置を講じるものとする。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

(地域との連携)

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

4 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 随時

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合はその損害を賠償する。また、利用者の責に帰すべき事由により当事業所が損害を被った場合は利用者及びその家族は当事業所に対して損害を賠償するものとする。

6 事業所は指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画、その他必要な記録、帳簿を整備し 5 年間保存するものとする。

7 この規程に定めるもののほかこの事業所の運営に関する事項は、理事会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から改訂する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から改訂する。

この規定は、2023 年 8 月 1 日から改訂する。